



第 22 期第 25 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 6 年 6 月 12 日

第 22 期 第 25 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 6 年 6 月 12 日 (火) 午後 2 時から

2 場 所 静岡県庁東館 16 階 0A 研修室 (静岡市葵区追手町 9-6)

3 議 題

(1) 諮問事項

まさば及びごまさばに関する令和 6 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について 資料 1

(2) 協議事項

相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する協議について 資料 2

(2) 指示事項

ア かご漁業の操業について 資料 3

イ 沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄及びひき網釣漁業の承認について 資料 4

(3) 報告事項

ア くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) の知事管理漁獲可能量の
変更について 資料 5

イ 資源管理の状況等の報告について 資料 6

ウ 第 23 期海区漁業調整委員会委員の改選について 資料 7

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	金指 治幸	原 剛
	渡邊 俊了	鈴木 伸洋	田口さつき	
	安間 英雄	眞鍋 淳子	影山 佳之	
欠 席 委 員	三浦 綾子	李 銀姫		
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事 務 局	伊藤 円	津久井 剛	山崎 資之	

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第25回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、李委員と三浦委員は、欠席の報告をいただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○山崎主査

事務局の山崎です。先ず、こちらの会場についてですが、飲食可能となっておりますが、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。

その前に少し時間をください。この前の日曜に、稲取でキンメマラソンがありまして、約2,800名が参加しました。吉野課長にも参加していただきありがとうございます。その他参加いただいた方もお疲れ様でした。

それと、もう一点。今日来るときに稲取の駅では中国人の方がたくさんいました。また、須崎地区の空き家を結構中国人が買って住んでいると聞いています。その方々が貝を獲れると勘違いしているので困っています。

そこで、伊豆漁協としては、日本語の密漁防止看板は出してあったのですが、今回、日本語、英語、中国語、ポルトガル語の看板を作りました。この夏あたりに海水浴をしながら

ら、そういうものを平気で獲ってしまうのではないかと警戒しています。

また、7月の全漁調連の国への要望の中で、密漁防止看板の補助金の要望もありましたが、今県で出している「海を楽しむ皆さんへ」という冊子も日本語表記だけでなく外国語表記を入れないと大変になってくるのかなと思います。

漁模様は、キンメ漁は相変わらずで、貝類は値段に助けられているという状態です。

貝類が少ない中でも、去年あたりは遅い時期にテングサを採っていた若い人たちも、今日で今年3、4回目という感じでテングサを採っています。テングサ自体は長いものは少ないですが生えてはいます。今後暑くなってきたり、量が増えてくると思います。

では、西原さんお願いします。

○西原委員

南駿河湾の西原です。シラス漁については、1日出て1日、2日休みというパターンが続いております。単価については、4万円から3万円切るくらいまで下がったり上がったりしています。去年よりは単価的に安いものですから、どうかなという感じです。

カツオについては、8kgから10kgくらいの大きいものが釣れましたので、安値になりまして、魚全体の値も引っ張って、すべて下がっております。カツオについては、平均で200円を切るくらいの相場が出たりしているものですから、ひき縄船の人たちは、中型船が入らないときを狙ってやっております。

遊漁船は、沖の方で潮が動かないということで、お客を維持するのに苦労しています。イサキが金洲でやっと釣れだしたということですから、いつもよりひと月近く遅れております。

磯焼けに関しては、10メートル以線で、去年9月の時点で全滅したと思ったのですが、10メートルより深いところに母藻が残っていて、そこから出た胞子が若い芽として15センチから20センチに成長しているものですから、復活を期待しております。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。遠州灘のシラスですが、西原さんの言われたとおり、シラスの量が少ないのか、1日、2日出て、1日2日休漁という感じです。ただ、単価が4万円以上しているので、去年よりは安いですが、なんとか商売になっています。

それから、浜名湖では、アサリが絶滅して、やっている漁師はいません。週に月曜と木曜にハマグリの漁をやっているのですが、1人20kgという制限がありまして、なかなか商売にはなっていません。あとはほとんど変わり映えはしません。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。カツオは、ひき縄で行っていますが、水温が上がってきて、食いが悪くなってきています。

それでも、良い時は100本くらいで、悪い時は50から30本くらいです。単価は、一番安いときでキロ200円前後です。1日行って、水揚げが10万円にならないのが現状です。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆沖のサバですが、5月いっぱいには相変わらずあまり芳しくない状態が続きました。

6月に入りまして、さらに悪化しました。1晩出ても空か数百キロです。そんな状態が続いています。

私は、毎回毎回この場で良い報告ないと言っていますが、先日、去年の7月に不漁になってから、1か月ごとの水揚金額を見たところ、採算が合っているのは、今年の2月だけで、あとはまったくダメで、どうしようかという感じです。

水温が高いという情報がありますが、全然ストライクゾーンであります。驚くような水温ではないです。ですが、魚群探知機に反応ができません。反応が出たとしても、棒受けやたもすくいでも獲れるまでのところに上がってこないです。

今日も出たのですが、早々に諦めて明日早朝に入港するんじゃないかと思えます。

○日吉委員

定置の日吉です。ブリ・ワラサが終わりまして、ソウダガツオが揚がっています。結構まとまっていて、値段は下がり始めたのですが、水揚げは良いです。

今日あたりは、アジが入りました。ソウダが入るときはアジが入らなくて、アジが入るときはソウダは入らないです。アジは良いものですが、地元で消費されると800円くらいなんですけど、豊洲に行くと300円くらいになってしまいます。魚価と漁獲量というのは、いろんなリンクがあるなと思いました。うちは、静鉄ストアとも取引していますが、豊洲に行く魚は日本中の魚がライバルになるので、魚価が安くなると思います。

余談になりますが、会長がおっしゃられていた中国人や欧米人についてですが、私のところの伊豆高原とか城ヶ崎にはとんでもなく人が来ています。問題点もあったりして、中国人の方が住まれて、悪意はないと思いますが、日本語があまりしゃべれないわけで、そういう人が磯に行ってサザエを採っています。

この間、保安庁に聞いたら、看板が分からないと立件できないみたいです。要するに日本語が分からなければ、書類送検されないみたいです。ですから、そういう面でも、県の方でも、政策的には考えていただきたいと思います。以上です。

○高田委員

いとう漁協の高田です。キンメダイは、先程会長が言ったような感じですが、東寄りの漁場に行ったりすると、数は少ないですが、大型がちょっと釣れたりしています。最近では、そこにイルカがやってきて、魚が釣れるとイルカに全部持ってかれるという状態です。

あとは、磯では、磯焼けが進んでまして、今までないような紫色の海藻が、一面広がっていると聞いております。サザエは、やはり海藻があるようなところにはいるのですが、全体的に見るといないという状態です。以上です。

○金指委員

沼津の金指です。まき網船は、5月のゴールデンウィークにばったりイワシが駿河湾からどっかに行ってしまうして、5月はサバを厳しい中で、湾内の伊豆西海岸の波勝から石廊、瀬で5トンから10トンとわずかですが、なんとか獲って、相場が良いものですから、採算はなんとか取れています。

一番困るのは、まき網で許可されていないもの、例えばワ

ラサとかが入ってしまっていて、網を離すとかしています。他の混獲物は今年はとくに多くて、試し釣りとか、割合を見ながら漁場を移動したりしています。獲ってはいけない魚を獲らないように、頑張ってあっちこっち移動している状態で非常に困っています。

あと、近年では珍しいくらいハダカイワシが駿河湾には多いです。たぶんハダカイワシだとは思いますが、出かけから帰ってくるまで、ソナーにはほとんど反応があって、これで商売できたらとつくづく思います。何か皆さんに知恵があったら教えていただきです。以上です。

○原委員

由比港の原です。先週やっとサクラエビ漁が終わって、今年ほんの少しですが、去年より量が増えまして、最終的に340トンの水揚げでした。相場的にも、外国産のサクラエビがまったく量が獲れなくて、そこへきて円安もあって、去年の平均値が、15kgで4万1千円だったのが、今年は5万2千円と上がって、何年かぶりにやっと12億弱くらいの水揚げができるようになりました。まだまだ資源的にも多いわけではないので、より一層の工夫をしながら操業していこうと思います。

○西原委員

昔は、30億くらい揚げてましたよね。

○原委員

サクラエビバブルといったときは、60億くらいいきました。そのとき我々は中堅クラスでした。

それと、先程の中国人の話ですが、由比では缶詰会社にたくさんいます。旧の東海道には中華街が欲しいかなと思うくらいです。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございました。

それでは、本日の議事録署名人を、西原委員と田口委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いた

だきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項まさば及びごまさばに関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、県当局から説明をお願いします。

○津久井主幹

着座にて失礼いたします。資料1を御覧ください。

まず、配付資料について御説明いたします。1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3ページが国から県への配分通知の写し、4ページがTAC配分の考え方の資料、5ページが知事管理漁獲可能量の県公報告示案、6ページ以下が参考資料として知事からの諮問文と漁業法の根拠条文抜粋となっております。

1ページの1の概要から御説明します。知事管理漁獲可能量の設定についてです。まず、都道府県漁獲可能量の設定について資料3ページを御覧ください。

これは、「令和6管理年度のみさばごまさば」に関する国から本県への当初配分通知です。配分を「現行水準」と定めています。「現行水準」と定めた考え方、根拠については、4ページのとおりです。こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

1ページにお戻りください。知事管理漁獲可能量（案）について御説明いたします。

まさばごまさばについて、国が「現行水準」と定めたことを受け、知事管理漁獲可能量を令和5管理年度と同様に表のとおり「現行水準」と定めたいと存じます。

施行の際は、5ページの内容により県公報により告示し、県HPでも公表予定です。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

資料1の中段以下の参考「県資源管理方針の制定」については、何度か説明しておりますので説明を省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料2ページの諮問事項になります。特定水産資源（まさば及びごまさば）の「令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定」について漁業法第16条第2項の規定に基

づき諮問いたします。

御審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、まさば及びごまさばに関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

先程、橋ヶ谷さんからも漁模様の話がありましたが、定置でもそんなに良くありません。余談ですが、昨年の太平洋系群の国の消化率は21%らしいです。

何回も言いますが、北部太平洋で成魚になる前のマグロ養殖の餌にされる小さいものをあれだけ獲っていると、南の方の静岡県海面には影響がすごくあると思います。

成魚になる前にみんな獲ってしまうわけです。私たちは、伊豆諸島に産卵にくるものを獲っています。それを先獲りされて、卵を産まない1歳魚2歳魚を1日1万トン獲っていて、私が聞く限りでは、北部太平洋まき網の人たちも、マイワシやサバがいなくなって獲るものがいなくて困っているそうです。

今回はうちの県は現行水準ということですが、定置も含めて現行水準でお願いしたいです。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、諮問事項のまさば及びごまさばに関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、協議事項の相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する協議について、事務局から説明をお願いします。

○山崎主査

それでは、相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する協議について、山崎より説明いたします。資料2を御覧ください。今回はまき網漁業についての話になります。まき網漁業の操業概要図が6ページにありますので後ほど、御覧ください。

中型まき網漁業は、静岡県では総トン数5トン以上、40トン未満の船舶を網船に使用するまき網漁業に対し許可されています。今回御説明する相互入会においては「いわし」を対象としたものと、「かつお・まぐろ」を対象としたものの2種類の漁業種類があります。

今回、協議していただく内容は、静岡、神奈川両県の中型まき網船が、相互に県を越えて操業できるように取り決めた入会協定についてです。静岡、神奈川の両海区で昭和28年以来、協定を継続しており、これまでは知事許可漁業の一斉更新に合わせ、3年毎に内容の見直しを行ってきました。現在の協定有効期間は、令和3年9月1日から今年の8月31日までのため、協定の再度の締結やその内容について、協議していただきたいと思えます。

まず、現在の協定に基づく許可の状況です。2ページに現行の協定書を掲載してございますが、その内容と許可状況を4ページに載せてございます。静岡県船の神奈川海面での許可枠はいわしは4で現在の許可数はゼロ、かつお・まぐろでは3で現在の許可数は同様にゼロです。操業期間は、いわしで11月1日から翌年4月30日まで、かつお・まぐろで5月1日から8月31日までです。許可枠に対して実際に許可を受けている船がないのですが、これは、昨年まではいとう漁協の所属の36トンの船が操業を希望していたものの、神奈

川県の許可の制限条件の 30 トン以下の船であること、という部分に合致せずで、使用が認められた船舶ではないためです。しかし、令和 5 年に 36 トンの船のまき網の知事許可漁業を同じくいとう漁協所属の 19 トンの船が承継したため、今年度から入会協定と神奈川県知事許可の条件を満たすこととなりました。

一方、神奈川県船の静岡海面での操業についてですが、許可枠はいわしが 1 カ統、かつお、まぐろが 4 カ統となっています。許可自体はそれぞれ 1 カ統に発給しています。許可船は表に記載のとおりで現在は、船はなく認可の状態になっております。許可期間は、いわしで周年、かつお、まぐろで 5 月 1 日から 8 月 31 日までです。ここ数年、漁場が形成されないため本県海面での操業実績はありません。

協定で定められた操業区域については、5 ページの図を御覧ください。協定上の区域です。神奈川海面では、いわし及びかつお・まぐろともに城ヶ島灯台正南線以東を除く神奈川県の地先海面であり、かつお、まぐろについては夜間操業が禁止されています。一方、静岡海面では、いわしは稲取埼正東線以北の静岡県の地先海面、かつお、まぐろは石廊埼灯台正南線以西を除く静岡県の地先海面で、夜間操業が禁止されています。

1 ページにお戻りいただき、担当者会議の項目を御覧ください。今回、今後の協定について、いとう漁協所属の対象船から意見を聴取し、それを元に 5 月 29 日、神奈川県の担当者と静岡県庁で意見交換を行いました。意見交換では、資料 2 ページに記載の要望について確認いたしましたが、事前に委員のみなさんに配布した資料では、担当者会議時点での要望と回答案が記載しておりましたが、静岡県側から神奈川県の担当者に対して、定置漁業をはじめとする神奈川の漁業者とトラブルがないようにと伝えたところ、昨日、要望の修正案が届きましたので、最新のものに差し替えております。下線部が修正箇所になります。回答案については調整中ですので、要望について説明します。

静岡県から神奈川県に対しての要望は上段にございます。要望は 2 点。協定の継続、神奈川県のかつお、まぐろまき網の入会区域「石廊埼灯台正南線以西を除く静岡県の地先海

面」を「稲取埼から正東の線以北の静岡県の地先海面」とすること、こちらを漁業者等からの要望として伝えました。以前は、本県船に合わせ許可の対象を40トン未満の船舶までとすることという要望を出していましたが、条件を満たしたため協定の継続の要望と2つ目については静岡県の許可内容は本県沿岸漁業者の意向等も反映して「稲取埼から正東の線以北の静岡県海面」となっており、協定の入会区域を静岡県の許可内容に合わせていただきたいと要望しました。

一方、神奈川県は本県に対し、①現在操業自粛区域となっている瀬の海の海域について、引き続き自粛をお願いしたい。②協定内容の厳守について、関係漁業者を指導されたい。③協定書1項について、入会を認める統数を実態に即した統数としたい、④入漁できる船舶の総トン数を従来の30トン未満から20トン未満に改めたい。⑤共同漁業権を避けるように漁業者に指導をお願いしたい。以上の点を要望していると聞いております。1つ目と2つ目これまでの協議会で神奈川海区から出された要望で3から5は新規の要望でございます。

そこで、今回、協議していただきたい内容についてですが、2の協議事項を御覧ください。まき網漁業者等から出された要望を静岡海区からの要望としたいこと。また、神奈川海区からの要望に対しては、これまでの協議会での回答を参考にするとともに、出席される委員の方と相談の上、回答させていただくこと。さらに、7月5日に静岡県庁で開催される協議会に、本委員会から3名の出席をいただきますが、事務局としましては鈴木会長に、また、まき網漁業者の金指委員と伊豆東岸のまき網を含む漁船漁業を熟知されている高田委員に御出席をお願いしたいと考えています。

説明につきましては、以上でございます。御審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、静岡県の要望と神奈川県の要望に対する回答及び出席委員について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことにつ

いて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○高田委員

これはうちの方から出している要望ですが、担当の山崎さんと何回も話をしている中で、神奈川県に、定置も含めた沿岸漁業者にちゃんと説明してもらいたいです。あとでトラブルにならないようにして欲しいです。

この海域は静岡県海面と接している大事なところで、うちも定置を主体とする魚市場でありまして、東岸はとくに北から来る魚を獲っているわけで、やはりちゃんと守られたルールの中で操業してもらわないと、かなりトラブルになることが想定されます。私としては何度も言っているのに、神奈川県の回答としてはこういうことでした。

○日吉委員

今、高田さんも言いましたが、定置協会にも聞き取りしていただいたのですが、神奈川は定置が主要なところなので、結構うるさいとは思いますが、今回の神奈川県の要望として、共同漁業権漁場内の操業は避けるようにとありますが5ページの協定書では共同漁業権漁場は外れています。だから、ほんとに神奈川県庁は現場に聞いているのかなと思います。元々完全に外れているのに、これが漁業者からの聞き取りをした結果となっているのか、素人が浜に下して、聞いているのではないのかなと思います。

この協定の対象船を悪く言うつもりはないですが、この船は今、混獲物のカマスやタチウオを市場ではなくて、特定の企業に卸しているみたいです。

残念ながら、静岡県海面で獲った魚は、ほとんど伊東に卸してはいないです。三浦半島の港に揚げています。その企業に相対で卸しています。

現在は、静岡県海面で獲っている魚を静岡の魚市場で卸していないので、混獲の実態が分からないわけです。以前、いとうで許可をもっていた船はそんなことはなかったです。地元で卸していて私たちも見ていました。

別に相対でやるのはよくないことではないですが、操業の漁獲実態が分からないので、クエスチョンなところもあります。

漁業者はもともと共同漁業権漁場内を避けているわけですから、それが聞き取りの結果というのは、変かなと思います。

○山崎主査

担当者会議では、高田さんと日吉さんと何度も話をさせてもらった中で、今回は静岡県所属船が神奈川県に行かせてもらうということで、くれぐれも神奈川県漁業者とトラブルがないようにということでやっております。神奈川県担当者でどういった決まりを設けたらよいかということはこちらから伝えております。向こうとしては、しっかり現場に照会をかけているということで、もう一回返ってきたのはこういう状態ということです。

ちょっとまだ足りないところはあると思いますが、本番は7月ということで、それまでにできる限りの調整は続けていきたいを思います。

○日吉委員

うちの所属船の船について、こういうことを言っているのは変かなと思いますが、くれぐれもトラブルを起こしたくないので、こういったことを言っています。

もう一つ心配なのが、この入会の状態を持ち込んで、初島近海で、イカ釣りとかを制限している中で、行儀の悪い遊漁船がいまして、操業をしています。そういうのを代替に出してこなればいいなと思います。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○真鍋委員

聞き取りにくかったのですが、相対でやっているのは、静岡の伊東の船ですか。

○高田委員

そうです。口銭はいただいています。水揚については、うちの方の事情もあるので、すべてを水揚というわけにはいかないですが、うちの方も市場をやっていますので協力はして欲しいです。

○日吉委員

本来は漁協所属なので、そんなに相場は変わらないと思い

ます。それなのに、なんで燃料費もかかるのに三浦半島まで水揚に行くのかが分かりません。まず乗組員も大変だと思います。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する協議について、原案のとおり了承します。

続きまして、指示事項のア かご漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

それでは、かご漁業の操業に係る委員会指示について御説明いたします。資料2を御覧ください。

経緯についてですが、昭和52年に戸田漁協の所属船が、自由漁業の範疇でかご漁業の操業を始めましたが、同漁協所属の小型機船底びき網漁業者との間で、漁場や漁獲物の競合が顕著となり、昭和53年に「かご漁業の部分的な禁止」、昭和54年に「本県海面における全面操業禁止」の委員会指示を公示することになりました。その後も他の漁業との間でトラブルが頻発したため、委員会による調停が行われ、昭和55年から現行の承認漁業となりました。

一部海域では操業違反が繰り返し行われたため、平成22年に「承認をしない場合」及び「承認の取消し」の項目を委員会指示に追加し、平成23年には違反者に対する処分基準の見直しを行いました。

操業海域は1ページ下にお示ししているA、B、Cの3つの海域に分けて行われています。A海域は駿河湾の中央部、B海域は伊豆西岸沖、C海域は伊豆東岸沖になります。平成25年には漁業者からの要望によりC海域の操業海域を沿岸側に変更しました。また、平成28年には、試験研究機関による調査に対して届出を義務付けました。

なお、昨年漁期については違反及びトラブル等の報告はありません。

次のページを御覧ください。かにかご漁業の操業図と漁具図をお示ししています。右側の図のようなカゴに餌をいれたものを最大 20 カゴ、はえ縄のようにして海底に設置します。カゴの中に餌を目当てに入ってくるカニをとる漁法です。

かご漁業の主な漁獲対象種は、その下に示したタカアシガニ、エゾイバラガニ、イバラガニモドキになります。タカアシガニは世界最大の甲殻類として知られており、主に B、C 海域で採捕されます。その隣のエゾイバラガニやイバラガニモドキは主に A 海域で漁獲されるカニです。

指示内容について御協議いただくにあたり、まず、前年漁期までの実績について報告します。

3 ページを御覧ください。かご漁業の漁獲量の推移を示しました。表の左から A 海域、B 海域、C 海域となっており、海域ごとに延日数、漁獲量、尾数等を示しております。

表の一番下にあります備考欄を御覧ください。指示内容を記載しております。操業期間については、A 海域が 9 月 1 日から翌年の 5 月 15 日まで、B 海域と C 海域については、12 月 1 日から翌年の 2 月末までとなっています。

次に、トン数と操業隻数についてですが A 海域、B 海域では 5 トン未満の船で 5 隻以内、C 海域につきましては、15 トン未満の船で 6 隻以内となっています。C 海域で他の海域より大きな船を認めているのは、当海域の海洋条件が厳しいため、安全性を配慮したものとなっています。また、漁獲量に関しては 2,500 尾以内と制限を設けています。

次に、4 ページを御覧ください。それぞれの海域の資源状況について御説明いたします。先ほどの表をもとにした図を 2 つ載せております。図 1 がかご漁業による漁獲量の経年変化を海域別に、図 2 が 1 日あたりの漁獲量を海域別にお示したものです。各図についてですが、白丸の点線が A 海域、黒丸の実線が B 海域、バツ印の実線が C 海域となります。

まず、B 海域及び C 海域で主に漁獲されるタカアシガニについてですが、いずれの海域も漁獲量、1 日あたり漁獲量が漁期ごとの増減はあるものの、概ね横ばいで推移していることから、資源は比較的安定していると考えております。

一方、A海域は平成21年以降、低水準で推移しています。A海域でかご漁業を行っている長兼丸さんへの聞き取りによりますと、平成21年に駿河湾を震源とする大きな地震があり、この地震の後、獲れなくなると聞いております。

令和5年漁期については、参考情報にもある通り、ロシア産のカニが安値で出回っていたため、需要がなく、出漁日数や漁獲量を制限していたとのことでした。

平成21年以降のA海域での漁獲物の状況と取組をもう少し詳しく説明します。5ページを御覧ください。

図3は、A海域におけるエゾイバラガニの雌雄別1日あたり漁獲量の推移を示しております。エゾイバラガニの雌雄の生息場所は異なっており、平成24年以前はメスに比べてサイズが大きく、身の詰まりが良いオスを主に漁獲していましたが、駿河湾沖の地震後にオスが居なくなり、それ以降メスが漁獲の主体となりました。ただ、令和2年漁期からオスが増加し、令和4年漁期と令和5年漁期ではメスよりもオスの方が多く漁獲されました。

次にカニの大きさはどうなのかということですが、漁業者には令和元年からエゾイバラガニの甲幅、甲の幅を測定してもらっており、図4に雌雄別の甲幅組成を示しました。左側がオス、右側がメスの組成を示しています。令和5年漁期では、令和4年漁期よりもサイズのピーク、最もよくとれた大きさが、大きな個体側に移っているように見えますが、先ほども御説明したように、令和5年漁期は前年よりも操業日数が少なく、漁業者本人としても思うように測定する機会がなく、データ不足のため、正確な状況はわかりません。

6ページを御覧ください。図5に令和4年漁期に漁獲されたエゾイバラガニの甲幅の推移を示しておりますが、こちらも先ほどと同様、データ不足ですので、参考程度に御覧ください。一応、概ね一定サイズが水揚げされているようで、小型の個体が漁獲された場合は放流しているとのことでした。このため、漁期中にサイズが小型化するようなことは認められておりません。

また、B海区、C海区で漁獲されるタカアシガニについても、令和4年漁期から個体別の重量測定を始めました。その結果が図6です。令和4年漁期と令和5年漁期では、どちら

の海域でも漁獲された個体の大きさに明確な違いは見られませんが、測定を始めてからまだ2年で、まだまだデータ不足だと思うので、今後も測定を継続することで、資源状況の評価に活用したいと考えています。

それでは、7ページの指示事項を御覧ください。これまでの説明を元に各海域での事務局側の考え方についてお示しました。

A海域では、引き続き、小型個体の放流等の資源保護の取組を行い、資源状況を注視しながら、承認漁業を継続したいと考えています。また本指示による操業が同海域の資源状況の継続調査になるという意味合いもあります。B海域及びC海域につきましては、資源状況が横ばいで比較的安定していることから、資源状況を注視しながら同じく承認漁業を継続したいと考えております。

この指示の考え方について、指示内容について御協議いただきたいと思えます。指示事項の公報掲載案を8ページ以降に掲載しております。昨年からの変更点は、下線部分の指示の有効期間等の期日の変更のみになります。

指示の内容について了承された場合には、案のとおり公報にて公示します。なお、指示（案）について軽微な修正があった場合には事務局に一任いただきたいと思えます。

以上になります。御審議の程よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、御審議をいただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら申し上げます。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたら申し上げます。

すか。また、獲れるのが雄ばかりであると、販売とか水揚でのニーズについてはどうですか。

○永倉主任

雄雌が海域によって違うというのも今回データを取って、初めて分かったことであり、こういうものなのか、たまたまなのかは不明で、どこが産卵場所なのかというのはこれからデータを積み上げていって分かると思います。

単価については雄雌でデータを取ってないの、分かりませんが、基本的に旅館に卸すものなので、そこまで雄雌の違いはないのかなと思います。地域の特産物として両方需要があると思います。

○真鍋委員

卵をもっているからおいしいというわけではないですか。

○永倉主任

そういうことはないと思います。

○鈴木伸洋委員

A海域については、資源調査を兼ねて許可をするというのが、条件であると思うのですが、それならばデータの取り方を少し工夫しなければいけないと思います。

例えば図3を見ると、雄雌の獲れ方に差があります。一般に考えれば深海性のカニは産卵の時に上の方に上がってきますが、正常であれば、雄雌の分布域は違います。いつのどの時期に水深どれくらいで獲ったデータなのか探っていないと、この生態的なところは分からないのではないかと思います。

雄雌の逆転現象はとてもおもしろいですが、そのような付帯状況を調査に入れ込む必要があると思います。資源調査というのであれば、そういったことも条件に入れるべきではないかと思っています。

○永倉主任

その通りだと思います。時期については、操業日ごとにデータをいただいていますので、日ごとに追えると思います。

期を通して、雄雌の割合は一貫してこのようなかたちですので、丸めております。雄雌についての傾向の違いをみれたら、この場でも御紹介したいと思います。

○鈴木伸洋委員

資料の図の4では、全体的な体長組成分布ですが、これを見ると雄雌の成熟具合というのは、それなりのところで存在していると思います。雌が令和5年に少な過ぎていますが、他のところでは成熟している個体がグラフの中に入っているので、繁殖としてはある程度していると思うのですが、そこら辺は総合的に考えていく必要があると思います。

この魚種については、過去の雌雄別のデータが存在しないので、野帳に記録してもらって、水技研等で、水深分布などを分析してくれればと思います。

影山さんはやっていたのかなと思うのですが、どう思われますか。

○影山委員

この資料の中で地震の影響というのが書かれているのですが、その影響がこのデータに反映されている可能性があります。駿河湾で大きな地震があったときに、いろいろ調査した中で、駿河湾のこの海域というのは、海底地滑りが発生するところでした、深層水のパイプも破断したという事実があります。

そうすると、この深海性のカニが、かなりの範囲で流されたり埋まったりしたのかなと思います。そのような影響を受けて、それが回復するには、このカニの成長や再生産の特性から非常に時間がかかるので、これまでのデータからまだ一定の回復への途上にあると思います。そういうようなことを含めて、このデータを考慮する必要があると思います。

また、深海性の他のエビなどで話をしたと思いますが、このカニは長期に回復まで時間がかかるので、今の地震の話を含めて、慎重に見ていかないといけないのかなと思います。

○鈴木伸洋委員

今の地震ですが、産総研と JAMSTEC で調査をしていまして、今までここの漁場では海底から湧昇流が湧いていた場所でした。それが移動してしまったので、餌場が散ってしまったのではないかと思います。

また、駿河湾は海底隆起が激しく、地滑りが起きやすい場所であって、カニがしやすいところでした、そのような問題と餌場の問題があると推測しています。

資源量や生態を探るためにも、科学的生態が分かるような

き縄釣漁業の承認について御説明します。

Iの経緯等から御説明します。今回の指示は1に記載のありますように静岡県資源管理方針と連動しています。現在、くろまぐろの小型魚と大型魚について静岡県方針を制定しておりますが、2段落目にありますように、資源管理の有効性を高めるため、くろまぐろ（大型魚）の内容を変更し、今まで漁船漁業等のみの1つだった管理区分をはえ縄、ひき縄釣、その他の3つの区分に分けて管理を開始しました。この管理と同時に静岡海区による指示を開始しております。

2の1ポツ目、自由漁業であるはえ縄漁業やひき縄釣漁業は、国の広域漁業調整委員会による承認制度で、誰が、どの船で、どれだけくろまぐろを採捕したか把握出来る体制を整えてTAC管理を行っています。

この承認では、自由漁業のうち、どの漁法でくろまぐろを採捕したかが区別されておりましたが、本県では、漁業者自主ルールにより自由漁業のはえ縄漁業とひき縄釣漁業が別々に行われており、県方針に基づくTAC管理の中で、管理区分の境を明確にしておく必要があります。

そこで、本委員会の指示にてくろまぐろ（大型魚）を採捕する操業者をそれぞれ承認し、区別したいと存じます。

2ページを御覧ください。指示の考え方を記載しています。まず（1）ですが自由漁業による沿岸のくろまぐろ採捕については、太平洋広域漁業調整委員会による承認制度が成り立っており、その承認を受けた者は、本来、大型魚、小型魚を問わずくろまぐろを採捕出来ます。この前提を崩すことは出来ないので、通常の手続きにおける「〇〇を採捕してはならない、ただし以下の場合はこの限りではない」といった表現は用いません。

次に（2）です。この指示の目的は「はえ縄漁業者」と「ひき縄釣漁業者」を区別する点にあります。このため、申請者は、はえ縄漁業又はひき縄漁業のいずれか一つを選んで、委員会に申請するものとします。

最後に、（3）承認期間中の変更手続きです。住所変更、代船等による変更及び承認者の廃業や死亡などで広調委承認に基づく承継が行われた場合においては、海区委の承認の対象者の変更を認めることとします。

指示の内容について、3ページ以降に添付しております。基本的に、年月日等の時点変更となっておりますが、指示の有効期間は4ページにありますように令和5年8月1日から令和6年8月31日までの1年間と1ヶ月としたいと存じます。これは、太平洋広域漁業調整委員会と合わせたかたちにし、承認の期間を1年間として、有効期間内に申請の時期を含めるため1年と1ヶ月にしたためになります。

それでは2ページにお戻りください。Ⅱの指示事項です。ただ今御説明した3ページ以降の指示案について、この内容でよろしいか御審議願います。了承された場合は、案のとおり県広報にて告示したいと存じますが、軽微な変更がありました場合には、事務局に修正を一任していただきますようお願いいたします。

以上になります。よろしく願います。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、指示の日付、有効期間等の変更以外は、現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、御審議願います。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願います。

私から少しいいのですか。この広調委の承認制度をとったのは何年前ですか。

○伊藤事務局長

平成28年くらいからだったと思います。

○鈴木会長

では、それ以降に漁業を始めた人はできないのですか。

○伊藤事務局長

承継等で行うことはできます。辞めた人の入れ替わりはあります。

○西原委員

今の話ですけど、増えたのはひき縄に限った話で、はえ縄は限定的でやれないという状態です。

ひき縄に関しては、ルールづくりをやっていく中で、衛星電話をいれなければいけないなどあって、枠が少ないもので

2時間あまりで枠を消化してしまうものですから、衛星電話を持っていない船は外れています。

これから枠が増えればいいのですが、登録した船がすべて操業に行ったかというと半分も行っていないと思います。実績がない船がほとんどではないかと思います。申請にはお金がかからないのでまだいいとは思いますが。

○日吉委員

西原委員から2時間で枠が消化されたという話がありましたが、今その枠が増える話があります。

先週の東京水産会のシンポジウムの中で、大西洋クロマグロでは、小規模漁業は制限の範囲ではなかったらしいです。海外では小型漁船は制限から省いて、大型の漁獲能力が高いところが制限をしているそうです。国連のFAOというところでも、そういうところを指摘しているそうです。

もし増枠したら、大臣許可と知事許可で等分するのではなくて、沿岸漁業者に多く回せるように静岡県から発信してほしいと思います。

静岡の場合は、承認船は800以上でているわけで、1匹も釣れない人たちが出てきてしまいます。

定置に関しては、混獲に対しても、積立ぶらすや放流に対する補助などで手厚く保護されています。なので、増枠があったときには零細漁業者の方々のために、知事許可の船を守るように、国に対して都道府県が発信して欲しいと思います。

○鈴木会長

他にございませんか。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

先程もマサバの話がありましたが、TACは国の管理になると、都道府県はそれを受け入れなければいけないわけで、私たちは意見を言う機会が極めて限られています。

特にマサバやスルメイカは加工業者にとっても、静岡にとっても、とても重要な資源だと思うので、ただ単に減っているのを眺めているだけで、海区で新たに議論することはないのかなと思います。先ほどのカニなど、県の管理する魚種で

は、議論ができます。しかし、TACの場合、県への割当を確認するだけです。資源管理のあり方や配分についての懸念を表明する機会は、全国海区漁業調整委員会連合会の要望以外には実質なく、はがゆいです。

水研機構の評価を見ていますが、漁業者とのずれが科学者との間にあったりして、すごくうまくいっていないのではないかと思います

あと、マグロに関しては、この管理が始まる前と後で、一本釣りの方々は、毎年の漁獲量の増減が厳しかったのですが、管理が始まった後は、枠に合わせて無理して操業を我慢している様子うかがえます。元々変動が大きい漁業を起点として配分を考える方が、理にかなっていると思います。変動が大きいからこの人たちに合った枠にする方が、理にかなっていると思います

○鈴木会長

たしかにその通りだとは思いますが、結局は上からきた数量で決められるわけで、なかなか予想通りにはいかないです。

今やっている人たちは、組織を作ってやっているのです。ここに新規に参入しようとしてもなかなか参入できません。小型漁船のひき縄の許可を持っていても、クロマグロの大型魚をやるのは、下田と駿河湾と浜名で組織を作っているのです。そこに新たに加入するのは難しく、アカイカと同じで、許可を持っているのに獲りに行けないという矛盾した感じになっているのが現状です。

○西原委員

マグロは、国としてはTACをやってで鼻高々という感じなのですか。

○鈴木伸洋委員

そこら辺はなかなか難しく、マグロは国際的な資源の中で、今までは日本が主張してきた大型魚だけの資源管理すら認められなかったですが、そこからシフトしてきて、マグロが増えたという感覚が現場ではあるわけです。

それを国際的に日本は主張できないところではあるのですが、全体的には水産庁や水産機構は常に主張はしてきていると思います。少しだけでも枠を取ってきているのが現状だ

と思います。そこには時間的なタイミングの問題があるのだと思います。

静岡県に当てられた枠は決まっているので、その中でやっていかなければなりません。枠を広げていく中で、私たちの現場での努力を常に言い続けないと、霞ヶ関にいたらそういうことは分からないと思うので、こういう漁業調整委員会などの意見を通して、水産庁に届けていくことをしないとけないと思います。

今、田口委員のおっしゃるように、今まで厳しい管理をしてきて、少しずつ資源が増えてきて、これからどのように資源管理をしていくかというのが重要になってきているのに、その策がないわけです。事務局が提案したようなことをやり始めて、その中で実績をもって水産庁へ申し入れていくしかないと思います。

○西原委員

マグロが増えてきて、キハダを狙っていて、クロマグロが釣れて外すのにだいぶ苦勞していると聞いています。また、駿河湾内にこれだけヨコワが入るといことも今までないです。

○日吉委員

元々この資源管理が始まった当時は、小型魚は4,000トンありました。それを科学でも何でもなく、都道府県許可と大臣許可で半分に割りました。その当時に、私たちは国会へデモまでしました。そのときの思いもありますが、静岡県に900隻近くある承認受けた人たちが、何も釣れないことが問題だと思います。

4,000トンを半分に割れるような政治力を動かす団体が、沿岸にはないです。全国組織になっているのは日本定置だけです。ところがまき網は違います。とんでもない圧力団体です。

水産庁の担当者会議があるはずですが。静岡県にはこれだけの船があって、枠がこれしかないということをそこで発信してください。もし枠がもう少しあって、地区ごとに分配できるだけあれば、もう少し操業できると思います。

先日、水研機構の偉い方が、魚は評価できないと言っていました。何年間も研究をしていて、評価ができなかったそう

を考えるのであれば、この資源減少を温暖化や黒潮大蛇行のせいにはしているだけでは、だめだと思います。何かをしなければいけないです。資源管理をしなければいけないです。他にやることがあるのであればおしえて欲しいです。

積立ぶらすや新リースでも操業制限が条件になっています。これは国民の税金をもらうので多少はしょうがないと思います。

特に思うのは、次の世代にいかない。このままだと僕らの息子や孫につながらないです。この資源減少は、明らかに乱獲が原因だと思います。

○西原委員

予想ではありますが、来年・再来年にはブリは減ると思います。モジャコの獲る時期を早めたからです。近年、温暖化でモジャコの遡上が早まっていました。それで種苗が足りなくなってしまった経緯があります。

モジャコを獲らなかったからブリが増えたのだと思います。それを早くから獲ってしまったら減ると思います。

○日吉委員

それを成長化産業といって、欧米に輸出するというのが主です。ですが、欧米にいつ天然種苗がだめと言われるか分かりせん。欧米の方々には独特の意見があるので。

○鈴木伸洋委員

長いので少しだけ。クロマグロに関しては、TAC と言っても新しい TAC の方法が導入されて、小型魚の 30 kg 以下のマグロを守るようになったこと、これが大きな効果だったと思います。また、30 kg 以上についても漁獲制限をしたことで、より大きなマグロから獲っていくという方向になってきたことが、全体的に資源をつなげていくことに対して効果があったと思います。

私は、水産機構のフェローをしていますが、先程日吉委員が言われたことで、私からしてみれば、その方はクビだと思います。資源というのは計算式やモデルを使って、計算しています。生物的なことを使ってやっている人はほとんどいません。今言った部長さんは数値だけの人だと思います。

○日吉委員

私が言ったことで申し訳ないですが、彼は反省して言って

いると思います。ただし、彼はデスクワークの人です。

このような現状にしたのは、漁業者もそうですが、研究者や行政にも責任があると思います。

○鈴木会長

他によろしいでしょうか。

御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、指示事項のイ 沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄及びひき網釣漁業の承認について、原案のとおり了承します。 続きまして、報告事項のア くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○山崎主査

事務局の山崎です。よろしくお願ひします。お手元の資料5を御覧ください。くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について説明します。変更の背景につきましては、令和5管理年度、つまり国のほうで昨年度の数量が確定したことで繰越し処理が行われることによる数量変更となります。再配分の方法については、前回の海区委で諮問し、応答をいただきましたので今回は、数量が確定したことにとまなう報告になります。

資料の1ページ、経緯の中の資源管理の経緯については今までも御説明してきたことから割愛させていただきます。中程にあります、報告の経緯について説明します。

令和6年管理年度の知事管理漁獲可能量については、令和3年のWCPFC年次会合において、前年度と同様に令和5管理年度から令和6管理年度への残存繰越しが、国全体として当初数量の17%まで繰越し可能と認められ、沿岸漁業においては各都道府県配分量の当初数量の10%まで繰越し可能となっています。また、水産庁側で繰越し・再配分の数量変更の数値を算出し、それに伴い農林水産大臣からの通知で本県の変更の数量の通知が5月31日付けでありました。この数字を

前回の海区委で諮問し答申をいただいた方法に基づいてそれぞれの知事管理区分に配分しました。

それでは次のページを御覧ください。増えた数字の内訳をこちらに記載しております。小型魚につきましては、4月1日時点で持っていた当初数量の29.8トン。これに令和5管理年度からの自県繰越し分の2.9トンと、追加配分として令和5管理年度の当初配分比率を元に各県に一律配分されるもの、それと8割を越えたことによる消化率メリットが併せて9.8トン、合計が42.5トンになります。大型魚につきましては、当初数量が14.6トン、ここに自県繰越し分として1.4トン、それから消化率メリットを併せて、大幅に増え19.8トン付いたことで、最終的に合計35.8トンとなっております。

次に3ページ目を御覧ください。矢印の左側が4月1日時点の数字、矢印の右側が今回の数量変更による数量の配分表となります。

小型魚、一番上の太枠内が42.5トンとなっておりますが、ここが当初から12.7トン増えております。これを基準年の実績割合で配分して漁船漁業等に9.5トン、定置漁業に3.2トンを、いずれも4月から7月までの期間に配分します。

下の大型魚につきましては、県全体でプラス21.2トンですが、これを漁船漁業等に15.94トン、定置漁業に5.25トン配分します。漁船漁業等につきましては、増えた分を2分の1ずつ、はえ縄漁業とひき縄釣漁業に7.97トンずつ配分します。また、例年と異なる点として昨年度の定置網への大型魚の入網を考慮し、定置網漁業に配分された5.25トンのうち、概ね2割については、確実に定置漁業の持ち分として一旦県の留保に組み入れた後、県方針の変更に合わせて、改めて海区委員会で配分数量を諮問することとしました。配分の内訳を告示にしたものが4ページにあります。農林水産大臣からの通知を受け6月5日に県のホームページに掲載しました。県のホームページに掲載した時点で公表したということになりますので、小型魚につきましては、漁船漁業等と定置漁業で採捕自粛に関する措置を実施していましたが、解除となりました。報告は以上です。

りです。

それでは、3の今回の報告に移ります。報告の対象期間は令和5年1月から12月末までの1年間です。報告の内容は資料3ページ以降に添付しています。なお、3ページから7ページまでが共同漁業権について、8ページから9ページまでが区画漁業権について、10ページが定置漁業権についての報告になります。

それでは、表の項目について説明します。昨年と少し形式を変更しております。

まず、共同漁業権についてです。資料3ページの一番上の項目の欄を御覧ください。はじめに、左から2つ目の列に免許番号があり、その右側から順に漁業権者名、漁業の種類、対象期間を記しております。その隣には、3の資源管理に関する取組の実施状況を示しております。漁業種類ごとに取り組んでいる場合の他、その団体として取り組んでいる内容についても記載しております。次に、その隣には、4の漁場の活用の状況を示しております。これが操業の実態となります。①に当該漁業権全体ののべ操業日数または人数を、②に同じく漁業権全体の漁獲量を記載しています。また、その右側には5の組合員行使権について①行使権者ののべ人数、②行使の状況を記載しています。最後に、1番右側の6のその他のところには、その漁場で主に漁獲されている漁獲物と、漁場の状況についてを記載しています。近年は磯焼けや海水温の上昇により、資源が減少し、多くの漁業でやむを得ず自家消費や操業自粛となっています。なお、共同漁業権については、実際は漁業種類ごとで細かな報告をいただいています。が、内容として見やすいように、このようなまとめた形で、この場で報告しています。

続いて、区画漁業権についての説明に移ります。8ページ一番上の項目の欄を御覧ください。項目の内容は共同漁業権と同じになります。1点異なる点があり、その他の欄の記載内容が、操業がなかったことの原因についての記載になっています。

最後に、定置漁業権についてです。10ページを御覧ください。こちらの項目も共同漁業権と同じであり、その他の欄には操業がなかったことの原因が記載されています。

以上が、共同、区画、定置の報告内容になります。これらの報告内容を精査し、漁業権者が漁業権漁場を適正に使用していると判断できた場合には、表の一番左側の判断の欄にその結果として○と記載しています。

なお、説明でもあったように、漁業権漁業となっても操業できなかつたり、数量がまとまらず報告にいたらなかった漁業などがございます。その背景や理由についてはなるべく報告をお願いしていますが、漁業権漁業が一つでも行われていなければいけないのかというわけではなく、漁場全体の利用やそのとき採るべき、漁獲するべきものに適した漁業があればそちらを優先しますので、報告に基づき漁場利用が適正だったかどうかは漁場の「全体」を見て判断をしております。

また、今回の報告は、「資源管理の状況等の報告」という表題ですが、報告の趣旨としては、「漁業権を適切に利用しているか」を見るものであり、「資源管理を行っているかどうかだけ」をみるものではありません。その旨御承知おきください。

それでは、資料1ページにお戻りください。4の知事の報告についてです。今回の報告について、漁業権者からの報告内容を精査し、県内すべての漁業権において、内容が適切であると判断されたため、当該報告にかかる知事の意見を海区会長あてに報告します。報告の文書については、2ページございますので、御覧ください。

以上で、資源管理の状況等についての報告を終わります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

3ページ以降の報告の様式は、各都道府県ごとで共通です

報告をもらえるように努力していきます。

- 鈴木会長 細かな報告もらうのでしたら、きちんとした報告様式で、漁協の負担にならないようにして欲しいです。漁協に人が余っていれば良いですが、そうでもないので、簡単に記入しやすいものを作って欲しいと思います。
- 梶技師 漁協の負担も考えながら、良い報告になるようにしていきます。
- 鈴木伸洋委員 作業が増えるのは良くないことですので、そこら辺は県の方で工夫してもらって、より良い報告になればと思います。
- 田口委員 区画漁業権について、ワカメとコンブ養殖では、今の漁業権では海藻養殖ということで、簡単に種苗を代えることはできるのですか。
- 西原委員 できると思います。
- 田口委員 ワカメやコンブが適正水温ではなくなったときに、アカモクなどの種苗に代えていかないと、漁場を有効活用できなくなるのではと思いました。
- 日吉委員 伊豆漁協さんが磯焼けと書いていますが、磯焼けというのは温暖化だけではなくて、食害もあると思います。ワカメも種苗を入れてもすぐ食べられてしまうということもあると思います。
- 鈴木会長 稲取支所の養殖では、種苗が小さいうちに魚に食べられてしまって、ダメだと聞いています。
- 高田委員 うちのところでも、クロメを入れているのですが、ネットを被せたところでは、どこでも芽が出てきて育っています。水温が高いと食害の魚が一年中動き回っているのので、芽をついたりしています。ネットを被せたことにより、同じワカメでも、ある程度そういうことができれば、うまくいくのか

なと思います。

また、漁業士会で、よそから高水温に強い種苗をもってきたらという話が出ましたが、静岡では、静岡で研究したものを
使うべきとなって、それだと特効薬にはならないです。もうこれだけ貝が減って、海がもうひどいので、何かしないと
いけないと思います。

○日吉委員

最近はいせえびも減っていますが、いせえびの小さいのが逃げるところなくて、アカハタという魚にたくさん食べられています。貝だけではなくて、海藻が少ないというところには、
そういう被害も出てきていると思います。

○西原委員

磯焼けには、やはりウニの被害があるのですか。

○高田委員

いとうではウニはあまりないです。一時期港の中で増えたのですが、食うものがないのか最近はいないです。

○安間委員

最後に知事の意見が入っているのですが、そこに追記で、県としても対応したいという文言が入ってもいいと思います。これだけ漁獲量が減っている中で、そのくらい深刻に考えてもらいたいと思います。

○鈴木会長

今意見が出ましたけど、この水産の現状を知っているのは、ここら辺までだとは思いますが。漁連も含めて対応して欲しいです。

それでは、御意見が出尽くしたようですので、このことについて、以上とします。続きまして、報告事項のウ 第23期海区漁業調整委員会委員の改選について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

それでは、第23期海区漁業調整委員会委員の選任について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料7を御覧ください。海区漁業調整委員会の委員は、現在、漁業者委員9名、学識経験委員・中立委員併せて6名、専門委員1名を選任し、令和7年3月31日までお願いしているところであります。

今回は、令和7年4月から始まります、次期海区委員の選任について、資料中「4」にあります表のように、概ねのスケジュールを作成しましたので、御報告させていただきます。

今後、関係各所と調整を進めて、方針をまとめてまいります。公募開始前に改めて委員会にご報告させていただく予定です。また、この間、委員の皆様におかれましては、選任に関しまして、御教示いただくことがあるかと存じますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○鈴木会長

この件に関して、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に御意見等がないようですので、このことについて以上とします。

最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○山崎主査

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は7月23日（火）、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、等を予定しております。よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

次回海区については、7月23日（火）ということですので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第22期25回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

(終了 16:30)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和6年6月12日

議長

鈴木 精



議事録署名人

西原 忠



議事録署名人

田口 さつき



